

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己様

不動産の全損評価による
賠償を求める要求書

平成28年6月2日

福島県南相馬市長 桜井勝延

福島県南相馬市議会議長 平田武

不動産に対する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に基づく原子力損害賠償として、現在、本市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域(以下「両区域」といいます。)内の不動産に対しては、原発事故発生直前の価値に60/72の割合を乗じた価格による賠償がされています。

しかし、こうした避難指示解除までの期間に応じた割合による賠償は、本市の両区域内の不動産の実態に即したものではありません。原発事故に伴う避難指示のために管理・使用ができなかったことによる本市の両区域内の土地、建物の荒廃は、不動産の財物価値の減少の程度が全損と評価される帰還困難区域内の状況と何ら変わりありません。

両区域は日中の立入りが可能であるとはいえ、区域内における宿泊が長く制限されてきたことにより不動産の補修、清掃その他の管理行為を行う時間は極めて限られてきたため、その限られた時間の中では不動産の荒廃を完全に食い止める管理行為を行うことは困難でした。また、被災地であるがゆえに、修繕等の工事に対応できる建築業者等が不足していたことから、思うように修繕等の工事を依頼することができ

ず、仮に依頼することができたとしても施工まで長い待ち時間があったため、不動産の荒廃の進行は深刻なものにならざるを得ませんでした。

加えて、長期間避難を続けている住民にとっては、避難先における就業・就学等により、そこでの生活が日常となっており、避難指示が解除されたとしても、避難先での生活に区切りをつけて直ちに元の住居へ帰還することが困難な状況にあります。また、避難指示が解除されても、住民が両区域内で原発事故前と同様の生活を取り戻すまでには相当期間を要すると考えられます。

こうしたことから、帰還した住民が、原発事故以前と同様に不動産を管理することができず、荒廃による損傷を修繕することができないことが予想されます。このため、避難指示の解除により直ちに、両区域内の不動産の荒廃を食い止めることは極めて困難です。

以上のことから、下記の事項を強く要求いたします。

記

避難指示解除の時期に関わらず、現在の居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の被災状況に即し、両区域内の不動産に対し、全損評価による賠償を行うこと。

以 上